【令和7年度】

舞阪吹上地区 建設発生土管理処分業務要領

浜松地区建設事業協同組合

- 1. 受 入 地 浜松市中央区舞阪町舞阪字吹上2621番52 外
- 2. 受 入 時 期 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- 3. 受 入 土 質 第1種~第3種土質材料
- 4. 届出書受付窓口 浜松地区建設事業協同組合 TEL 454-9012
 - 【営 業 時 間】8:30~17:00 休業日 土曜・日曜・祝祭日
 - 【提 出 書 類】・搬入届出書2通提出(代表者印および市担当課 担当者印)
 - ・誓約書2通(東海アーバン開発㈱宛)
 - ・「工事用車輛運搬経路の届出」(1,000 m³以上は、浜松市長に提出。 組合へは、その写しを添付)
 - 【搬 入 券】週2日発行(火曜日·金曜日)
 - 【管理処分費請求】1㎡当たり3,663円 (消費税込み)

毎月末日締めで各届出業者に請求書を送付します。

締め日の翌月末日までに納入をお願い致します。

なお、銀行振込み手数料は差し引かないで下さい。

- 【搬入証明書】搬入実績の証明書を必要とする場合は、搬入後早めに申し出てください。 その際、「届出書受付番号」をお知らせください。
- 5. 受入地 受 付 東海アーバン開発 ㈱ TEL 596-2663 (午前 8 時 00 分~午後 3 時 50 分)

【営 業 時 間】8:00~15:50 (昼休み 12:00~13:00)

- 【搬 入】・監督員は搬入券裏面の搬入土確認事項をチェック及び署名してください。
 - ・搬入車輛は工事発注者、請負業者名及び受付番号を識別できる車輛プレートと盛土条例許可票を外から見える所に設置すること。
 - ・雨の日は受入中止です。雨天次日は現場にご確認ください。
 - ・搬入開始1週間前に搬入予定を連絡してください。
 - ・すっぽんの養殖に悪影響が及ばないようにできるだけ静かに搬入して下 さい。(後あおりをばたつかせない。)
- 【休業日】届出書受付後、搬入券交付の際、お渡しします。
- 6. 搬入券取扱い上の留意事項
 - ・搬入券は、紛失、汚損の無いよう丁寧に扱ってください。
 - ・工事箇所ごとの工事名、ナンバーが記載されていますので、2箇所以上 工事箇所を持っている場合、誤用の無いよう十分注意してください。
- ※工期、搬入量に変更があった場合は、組合【Tel454-9012】までご連絡ください。